

働き始めたら、所得税や住民税、健康保険料や年金保険料などを支払う義務が生じます。  
 具体的な金額や支払う理由について確認してみましょう。

## 税金や社会保険料は、給与(収入)から直接引かれる

### 給与明細の例

	基本給	残業手当	通勤手当	家族手当	資格手当	業務手当	総支給額
支給(円)	200,000	20,000	10,000	0	10,000	0	240,000
	健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税		控除額計
控除(円)	11,980	21,960	1,440	5,500	15,000		55,880
							差引支給額
							184,120

#### 健康保険

健康保険とは、病気やケガをした場合に、少額の自己負担で治療を受けられる制度です。

#### 雇用保険

雇用保険とは、失業した場合に、再就職までの間の生活費をサポートする手当などが受け取れる制度です。

#### 所得税

個人が1年間で得た、所得に対してかかる税金です。

#### 住民税

住所地の都道府県と市区町村に納める、2つの地方税を合計した税金です。

#### 厚生年金

厚生年金とは、会社員が現役時代に毎月支払うことで、老後に年金を受け取れる制度です。

#### 総支給額

基本給に残業手当、資格手当などを加えたものが総支給額となります。



税金や社会保険料による  
 支出を「非消費支出」といいます

収入  $-$  税金・社会保険料 (非消費支出)  $=$  可処分所得 (手取り収入)